（注１）貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
（注２）当期増減額は、次のとおりであります。
遊休状態となった不動産の追加による増加　133,205円
減損額計上による減少　194,655,853円
売却等による減少　2,176,457,407円
（注３）当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて当機構で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

⑷　資産除去債務

平成25年度中に契約期間満了となった本社等事務室の一部について、賃貸借契約書の原状回復義務に基づき資産除去債務を計上しておりましたが、当事業年度において退去を完了し原状回復義務を履行しております。

⑸　不要財産に係る国庫納付等

不要財産に係る国庫納付等については、次のとおりであります。

⑴	不要財産としての国庫納付を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	土地、建物 （旧高円寺宿舎） 帳簿価額（取得時）：31,933,233円 帳簿価額（納付時）：30,733,323円	土地 （旧常盤平宿舎） 帳簿価額（取得時）：110,000,000円 帳簿価額（納付時）：96,910,000円	土地 （旧高島平寮） 帳簿価額（取得時）：377,000,000円 帳簿価額（納付時）：346,086,000円
⑵	不要財産となった理由	独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日閣議決定）において、国庫納付することとされたため	独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日閣議決定）において、国庫納付することとされたため	独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日閣議決定）において、国庫納付することとされたため
⑶	国庫納付等の方法	独立行政法人通則法第46条の２第１項に基づく現物納付	独立行政法人通則法第46条の２第１項に基づく現物納付	独立行政法人通則法第46条の２第１項に基づく現物納付
⑷	譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	―	―	―
⑸	国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額	―	―	―
⑹	国庫納付等の額	30,733,323円	96,910,000円	346,086,000円
⑺	国庫納付等が行われた年月日	平成26年３月７日	平成26年３月７日	平成26年３月７日
⑻	減資額	31,933,233円	110,000,000円	377,000,000円

⑴	不要財産としての国庫納付等を行う予定である資産の種類、帳簿価額等の概要	土地、建物 （仁戸名宿舎Ｄ） 帳簿価額（取得時）：9,531,397円 帳簿価額（申請時）：8,205,590円	土地、建物 （成田宿舎） 帳簿価額（取得時）：27,478,083円 帳簿価額（申請時）：21,558,830円	土地、建物 （佐原宿舎101号） 帳簿価額（取得時）：11,640,849円 帳簿価額（申請時）：9,371,018円
⑵	不要財産となった理由	独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日閣議決定）において、国庫納付することとされたため	独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日閣議決定）において、国庫納付することとされたため	独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日閣議決定）において、国庫納付することとされたため
⑶	国庫納付等の方法	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付を予定	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付を予定	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付を予定
⑷	譲渡収入による現金納付等を行う予定である資産に係る譲渡収入の額	11,000,000円	9,950,000円	7,970,000円

また、当機構は、石綿含有吹き付け材を使用した事業用建物を有しております。これらについては、中期計画等において解体の予定はなく、また、管理業務を実施する上で必要な資産であり、囲い込み等を実施しており、今後も適切な維持管理を行いながら使用を継続し、解体を行う予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は以下のとおりであります。

期首残高　69,500,000円
資産除去債務の履行による減少額　△ 69,500,000円
期末残高　0円